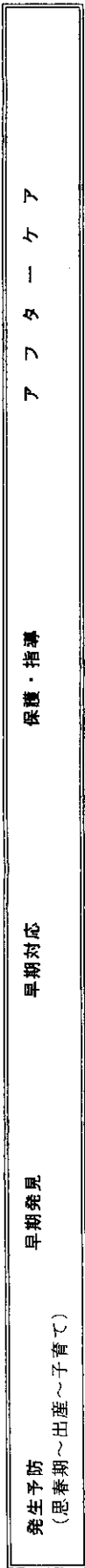
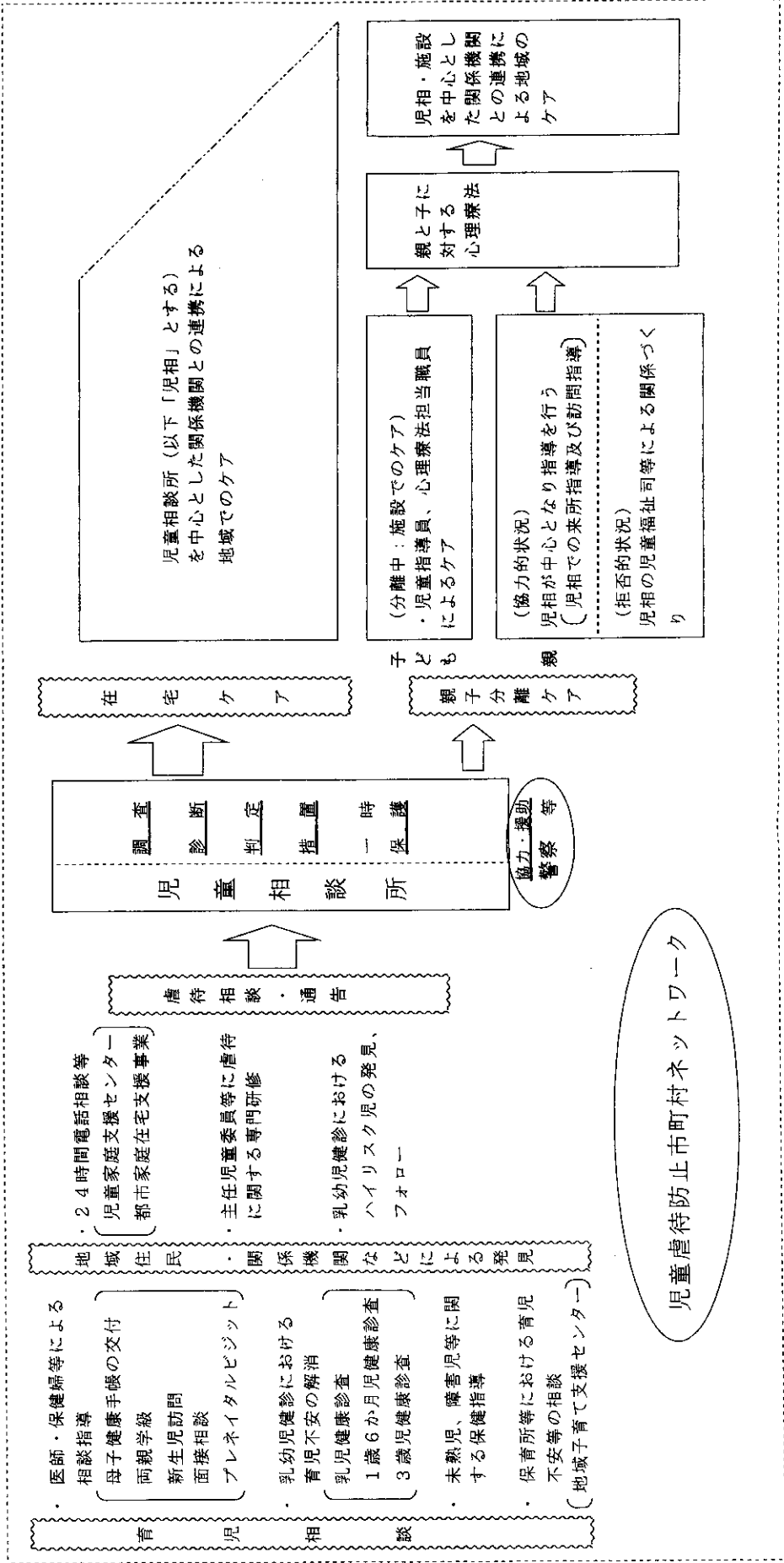


# 虐待を受けた児童等への対応



【対応機関】

【施策の流れ】



## (資料 16)

### 家庭訪問支援事業の実施 (案)

#### 1. 趣 旨

軽度な被虐待経験等の家庭養育上の問題を抱える家庭や、児童養護施設等の施設退所後の親子再統合のためのアフターケアの必要な家庭に対し、子ども家庭支援員が訪問し、適切な育児相談・支援等を行い、地域における子育てセーフティ・ネットの推進を図ることを目的とする。

#### 2. 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行うもののほか、市町村から委託された児童家庭支援センター、地域子育て支援センター、その他 NPO 法人等（以下「市町村等」という。）が行うものとする。

#### 3. 事業内容

##### (1) 子ども家庭支援員

子育てや養護・保育の経験豊かなボランティアで、かつ、市町村の実施する研修を受講し、支援員として適当と認められた者（待機里親、児童福祉従事者 OB 等で児童福祉に関する識見と熱意があり、市町村の実施する研修を受けた者）とする。

##### (2) 支援対象

児童相談所など関係機関等で対応した軽度なケースで在宅支援の必要な家庭、又は施設退所（親子再統合）後のアフターフォローの必要な家庭などで、本事業のサービスを希望する家庭とする。

##### (3) 支援内容

訪問などによる育児・相談支援など。

##### (4) 研修

市町村は、子ども家庭支援員を希望する者、又子ども家庭支援員として登録した者に対して、研修を行うこととする。

##### (5) 関係機関との連携、コーディネーション

市町村等は、本事業の円滑な遂行のため、事業関係機関との連携及び、本事業にかかわる事業関係機関と子ども家庭支援員との間のコーディネーションを担う。とくにハイリスクの対象者、あるいは施設・里親ケア終了後再統合中の対象者の場合には、連携、コーディネーションを積極的に行うよう努めなければならない。

#### 4. 実施市町村数（予算上の考え方）

50 市町村（特別区、指定都市・中核市の大都市を想定）

#### 5. 単 価

- ・市町村事務費（定額・1/3 相当）
- ・300 千円（子ども家庭支援員の養成研修、コーディネート等の経費）
- ・事業費 1,000 円/回（所得に応じて自己負担あり）

#### 6. 補助率 定額、1/3（国：1/3、都道府県：1/3、市町村：1/3）

## (資料 17)

### 専門里親について(案)

#### 1 目的

特に家庭での親密な援助関係を必要とする被虐待児等に対し、施設では提供できない家庭的な援助を提供することにより、家庭復帰を前提として問題性の改善や治療を図り、自立を支援することを目的とした専門里親制度を創設する。

#### 2 対象児童

被虐待経験等から心理的外傷受け又は問題行動があり、保護者に監護させることが不相当で、専門的ケアが必要であると診断された児童（2人以内）を対象とし、原則として2年以内の期間で委託する。

また、保護者が委託することに十分に納得しており、委託後に保護者による強引な引取り等の問題が発生しないことが予測されるケースとする。

#### 3 専門里親の認定及び登録

(1) 専門里親とは、以下の基本要件のいずれかを満たし専門里親を希望するものであって、都道府県が行う研修を修了し、かつ都道府県知事が、申請に基づき必要な調査を行い、都道府県児童福祉審議会の意見を聞き、専門里親として認定した者。

① 現に里親である者であって児童の養育に3年以上の経験を有する者

② 保育士、児童指導員、児童福祉司、医師、看護師、保健師、教員その他児童の福祉、保健・医療、教育、矯正等に関連する資格を有する者であって、3年以上児童福祉施設等において児童の養育、相談援助等の業務に従事した経験を有する者。

③ 前各要件に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、都道府県知事が適当と認めた者。

(2) 専門里親の登録の有効期限は、原則として2年間とし、2年を経過した専門里親については、毎年実施されている研修会への参加及びその家庭の状況等を調査の上、都道府県知事が再認定を行う。

#### 4 専門里親における養育

(1) 専門里親は、児童の権利条約の趣旨を十分に尊重し、できるだけ早期の家庭復帰を目指すことに配慮すること。

(2) 専門里親は、児童の養育に関し、定期的に児童相談所に報告すると共に、指導担当者とのケースカンファレンスを通してスーパービジョンや自立支援計画の見直しを必要に応じて行わなければならないこと。

(3) 専門里親は、児童の行動観察記録をつけること。

(4) 専門里親は、社会福祉法や児童福祉施設最低基準の趣旨に基づき、適切な情報提供、自主評価、苦情解決等による児童の利益の保護やサービスの質の向上に努めること。

#### 5 認定研修（概ね4ヶ月間）

条件を満たした専門里親を希望する者に対する専門的な研修。通信教育（8教科）やスクーリング（4教科）及び実習（7日間）などを行う。

#### 6 専門里親に対する措置費の支弁

専門里親手当（90,200円）＋ 事業費（一般生活費48,210円、教育費、医療費）

## 里親支援事業(案)

### 1. 趣旨

被虐待児は、暖かい愛情と正しい理解を持った家庭の中で個別的に養育されることが有効であることから、施設では不可能な家庭的な援助を行うことのできる専門的な援助技術をもった専門里親(仮称)制度を創設し、早期の家庭復帰を目指す。

さらに、里親制度の充実を図るために、専門里親希望者や養育里親に対する研修、里親に対する養育相談及び一時的な休息のための援助(レスパイト・ケア)を行う里親支援事業を実施する。

### 2. 事業内容

#### (1) 研修

里親の研修事業であるこれまでの「家庭養育推進事業」を「里親研修事業」と名称を変更し、研修内容を以下のように行う。

##### ①基礎研修(2~3日間)

里親認定・登録後に里親制度や子どもの養育についての基礎的な知識等の習得のための研修

##### ②応用研修(概ね4か月)

条件を満たした専門里親を希望する者に対する専門的な研修

- ・通信教科(8教科)
- ・スクーリング(4教科)
- ・実習(7日間)

#### (2) 相談

児童相談所等に里親対応専門の職員(非常勤)を配置し、里親家庭に対し、委託児童や里親自身に関する養育相談事業を実施する。

#### (3) 一時的休息のための援助(レスパイト・ケア)

里親家庭が種々の理由により委託児童の養育を一時的休息のための援助(レスパイト・ケア)を行う事業を、児童養護施設等や他の里親を活用して実施する。

(\*一時的な休息のための援助に係る経費は、専門里親に計上)

### 3. 実施主体 都道府県、指定都市

### 4. 補助単価等

#### ・里親研修事業

①基礎研修	59	都道府県市	@	570千円	1/3
②応用研修	10	都道府県市	@	1,353千円	1/3
・養育相談事業	30	都道府県市	@	955千円	1/3

(\*専門里親、レスパイト・ケアの補助率は1/2)

## (資料 19)

### 乳児院への被虐待児個別対応職員の配置について (案)

#### 1. 趣 旨

近年、乳児院において、虐待を受けた乳幼児、未婚や未成年の母親から生まれた乳児が多く措置されることや、また、乳児院から新規に里親委託される場合、子育て経験のない里親の例も多い。こうした乳幼児について家庭復帰又は里親委託した場合に、母親又は里親は、乳幼児の育て方がわからず、育児放棄や虐待につながり、施設へ再入所となるケースもある。

このため、乳児院に個別対応職員を配置し、こうした母親などや里親を対象に乳児院の親子訓練室を利用して、乳幼児との愛着関係の形成による安心感、安全感、信頼感の得られる健全な親子関係の再構築を図るとともに、退所後の安定した家庭生活の維持を確保するための育児指導や相談等を実施し、併せて里親の新規開拓や養子縁組の推進を図る。

#### 2. 実施施設

乳児院（定員20人以上の施設）

\*（定員19人以下の施設は、家庭支援専門相談員を配置）

#### 3. 実施か所数

68か所

#### 4. 乳児院における個別対応職員の業務内容

- (1) 入・退所の対応（関係機関との調整や保護者への意思確認等）
- (2) 特に対応の難しい乳幼児の個別・継続的な対応及び個別援助計画の作成
- (3) 入所乳幼児の保護者等への養育指導・相談、面会や帰宅時の対応
- (4) 未婚や未成年の母親、子育て経験のない未委託里親に対する養育指導・相談
- (5) 児童相談所、福祉事務所、病院、保育所等との調整
- (6) 委託里親のアフターケア、里親の新規開拓や養子縁組の推進
- (7) 無国籍乳幼児の支援
- (8) 乳児院職員への助言・指導、メンタルケアや会議の出席

#### 4. 単 価

1か所当たり 概ね3,706千円

#### (参考)

児童養護施設における被虐待児個別対応職員の配置（平成13年度創設）

- (1) 実施施設  
児童養護施設（定員50人以上の施設）
- (2) 実施か所数  
298か所 → 341か所（\*43か所は自然増 H13.4.1現在）
- (3) 単 価  
1か所当たり概ね3,706千円
- (4) 個別対応職員の業務  
①児童の個別カウンセリング、②創作活動や生活場面での個別対応、  
③保護者、及び他の児童指導員や保育士への助言・指導等

## (資料 20)

### 児童家庭支援センターの採択方針について (案)

児童家庭支援センターの採択方針については、従来より設置運営要綱（平成10年5月18日児発第397号厚生省児童家庭局長通知）に基づいて協議を受け付けてきたところであるが、平成14年度以降は以下のとおりとする。

なお、児童福祉施設最低基準及び実施要綱が遵守されていることが都道府県の担当者により確認されていることが前提であることは言うまでもない。

1. 年間の相談件数（訪問相談と電話相談の合計）が、300件以上であること。
2. 前年度承認された施設であっても、前年度の実績が要綱及び本採択方針の要件に満たない場合については承認しないものとする。
3. 相談件数の多い施設を予算の範囲内で優先採択する。
4. 1から3を総合的に勘案して採択するものとする。

また、現在、相談実績に応じた基準単価の設定を検討中である。

## (資料 2 1)

## 情緒障害児短期治療施設、及び児童家庭支援センター設置予定一覧

No	県名	情緒障害児短期治療施設				児童家庭支援センター			
		設置済	H14	H15	H16以降	設置済	H14	H15	H16以降
1	北海道				☆		☆☆☆		
2	青森県					☆			
3	岩手県	☆							☆
4	宮城県					☆			
5	秋田県			☆					
6	山形県				☆				☆
7	福島県								
8	茨城県					☆			
9	栃木県								
10	群馬県					☆☆			
11	埼玉県					☆☆			
12	千葉県								
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県					☆☆	☆		
18	福井県							☆	☆
19	山梨県				☆				
20	長野県	☆							
21	岐阜県				☆	☆☆	☆		☆
22	静岡県	☆							
23	愛知県	☆		☆					
24	三重県				☆		☆	☆	
25	滋賀県	☆				☆			
26	京都府			☆				☆	☆
27	大阪府	☆	☆			☆			
28	兵庫県	☆					☆☆		
29	奈良県					☆☆			
30	和歌山県								
31	鳥取県	☆				☆			
32	島根県								
33	岡山県	☆							☆
34	広島県				☆				☆
35	山口県	☆				☆	☆		
36	徳島県				☆			☆	
37	香川県	☆				☆			
38	愛媛県								☆
39	高知県					☆			
40	福岡県	☆					☆		
41	佐賀県								
42	長崎県			☆		☆			
43	熊本県	☆				☆			
44	大分県					☆			
45	宮崎県								
46	鹿児島県		☆						
47	沖縄県				☆				☆
48	札幌市					☆			
49	仙台市	☆							
50	千葉市							☆	☆
51	横浜市	☆				☆			
52	川崎市								☆
53	名古屋市	☆				☆			
54	京都市	☆							
55	大阪市	☆				☆☆			
56	神戸市					☆☆			
57	広島市	☆							
58	北九州市					☆			
59	福岡市								
	合計	19	2	4	8	30	10	5	11

平成 1 4 年度児童入所施設措置費関係  
の改正点等について (案)

1 事務費関係の改善

(1) 児童相談所一時保護所関係

ア 心理職員の配置

1 施設当たり年額 1, 6 8 3, 9 5 0 円 → 1, 6 8 4, 1 7 0 円

イ 個別指導を行う主任児童指導員の配置

1 施設当たり年額 0 円 → 5, 2 9 3, 5 9 0 円

(2) 個別対応職員雇上費加算

(定員 5 0 人以上の児童養護施設、定員 2 0 人以上の乳児院)

1 施設当たり年額 3, 4 3 4, 7 7 5 円 → 3, 4 3 4, 9 8 3 円

[個別対応を行う職員に係る経費、年休代替要員費、訪問指導旅費等を算定]

(3) 夜間警備体制の強化

(母子生活支援施設)

1 施設当たり年額 1, 9 4 1, 8 0 0 円 → 同 額

[夜間における警備体制を強化するための警備員雇上費を算定]

(4) 苦情解決対策経費の計上 (各施設一般分保護単価に算入)

1 施設当たり年額 2 5, 9 2 0 円 → 同 額

[第三者委員会の開催に係る経費 (旅費、会議費) を算定]

(5) 地域小規模児童養護施設

1 施設当たり年額 1 5, 2 0 1, 9 2 4 円 → 1 5, 1 7 6, 1 7 2 円



(6) 心理療法担当職員雇上費加算（児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院）

1施設当たり年額 2,264,156円 → 2,264,371円

〔心理療法担当職員（非常勤職員週5日）に係る経費、訪問指導旅費（月10回）、嘱託精神科医（月1回）等を算定〕

(7) 広域入所促進事業（母子生活支援施設）

1施設当たり年額 45万円以内 → 同 額

〔施設機能強化推進費〕

(8) 家庭支援専門相談員雇上費加算（定員19人以下の乳児院）

1施設当たり年額 2,011,076円 → 2,011,291円

(9) 入所児童の自立支援

1施設当たり年額 2,011,076円 → 2,011,291円

（児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、  
母子生活支援施設）

(10) 業務省力化等勤務条件改善費

週所定労働時間40時間の実施

① 児童指導員、保育士等直接処遇職員

職員1人年額 293,900円 → 同 額

② 調理員

職員1人年額 276,640円 → 同 額

(11) 年休代替要員費

ア 直接処遇職員

職員1人年額 122,400円 → 同 額

イ 調理員

職員1人年額 106,400円 → 同 額

(12) 社会保険料事業主負担金

15.152% → 同 率

(13) 管理宿直専門員

1施設当たり年額 1,263,500円 → 1,262,170円

(14) 職員健康管理費

常勤・非常勤職員 4,036円 → 4,251円

(15) ボイラー技士雇上費

職員1人年額 2,494,066円 → 2,494,281円

(16) 非常勤保育士賃金

職員1人年額 240,210円 → 同 額

(17) 非常勤調理員賃金

職員1人年額 1,674,516円 → 1,674,731円

(18) 児童自立支援施設学科指導員講師手当

1施設当たり年額 7,811,440円 → 同 額

(19) 養護児童特別指導費等、母子生活支援施設特別生活指導費

職員1人年額 1,928,756円 → 1,928,971円

(20) 嘱託医手当

児童養護施設等入所施設

嘱託医1人年額 337,200円 → 同 額

(21) 協力医療機関委託費

乳児院

1施設当たり年額 730,600円 → 同 額

(22) 入所児童（者）処遇特別加算

400時間 ～ 800時間	4 3 5, 0 0 0 円	→	同	額
800時間 ～ 1,200時間	7 2 6, 0 0 0 円	→	同	額
1,200時間以上	1, 0 1 6, 0 0 0 円	→	同	額

(23) 除雪費

定員1人（母子生活支援施設にあつては1世帯）年額

5, 8 8 0 円 → 5, 8 6 0 円

(24) 降灰除去費

1施設当たり年額 1 4 1, 6 4 0 円 → 1 4 1, 1 2 0 円

2 事業費関係の改善

(1) 専門里親の創設（10月実施）

1人当たり月額（手当額） 0円 → 90, 200円

（この他、里親受託支度費及び事業費を支弁）

(2) 一時的休息のための支援を受ける経費（10月実施）

年通算7日間（1日当たり） 0円 → 5, 700円

（児童の飲食物費など）

支援を受けたい里親が他の里親、児童養護施設、乳児院に一時的に里子を養育してもらうことにより実施。

徴収金については、平成11年8月30日児家第50号通知「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取り扱いについて」の例により徴収しない。

(3) 一般生活費

ア 児童養護施設等児童1人月額	4 7, 9 6 0 円	→	同	額
イ 里親・乳児	” 4 8, 6 1 0 円	→	同	額
・乳児以外分	” 4 8, 2 1 0 円	→	同	額
ウ 乳児院	” 5 5, 3 4 0 円	→	同	額

工	情緒障害児短期治療施設	”	48,390円	→	同	額
才	母子生活支援施設					
	・入所者	1人月額	3,590円	→	同	額
	・施設内保育対象児童					
	3歳未満児	児童1人月額	8,990円	→	同	額
	3歳以上児	”	5,560円	→	同	額
力	児童相談所一時保護所					
		児童1人日額	1,570円	→	同	額

(4) 乳児院病虚弱等児童加算費

児童1人月額 92,990円 → 92,870円

(5) 教育費

・小学校	児童1人月額	2,110円	→	同	額
・中学校	”	4,180円	→	同	額
・養護学校高等部	”	4,180円	→	同	額
・特別加算費	児童1人年額	54,300円	→	54,900円	

(6) 見学旅行費

・小学校第6学年児童	1人年額	20,600円	→	同	額
・中学校第3学年	”	55,900円	→	同	額
・養護学校高等部第3学年、高等学校第3学年					
	児童1人年額	108,200円	→	同	額

(7) 入進学支度金

・小学校	児童1人年額	39,500円	→	同	額
・中学校	児童1人年額	46,100円	→	同	額

(8) 特別育成費

児童1人月額	{ 公立分 私立分         }	22,270円	→	同	額
		32,970円	→	同	額

(9) 特別育成費特別加算費

児童1人年額 54,300円 → 54,900円

(10) 期末一時扶助費 児童1人年額 5,130円 → 同 額

(11) 児童用採暖費

区 分	5級地	4級地	3級地	2級地	その他の地域
児童養護施設等	6,900円	5,280円	3,410円	2,540円	1,270円
乳 児 院	7,290円	5,720円	3,630円	2,650円	1,270円
母子生活支援施設	1,150円	970円	600円	380円	190円

(12) 就職支度費 1件当たり 59,000円 → 61,000円

(13) 就職支度費特別基準

1件当たり 138,380円 → 同 額

(14) 葬祭費 1件当たり 134,300円 → 149,700円

(15) 分娩介助料 1件当たり 108,320円 → 同 額

(16) 里親手当・保護受託者手当

児童1人月額 28,000円 → 29,000円

(資料 2 3)

平成 1 4 年度婦人保護費関係の改正点等について (案)

1 事務費関係の改善

(1) 心理療法担当職員の配置

ア 婦人相談所一時保護所

1 施設当たり年額 0円 → 1,849,176円

[心理療法担当職員(非常勤職員週5日)に係る経費、訪問指導旅費等を算定]

イ 婦人保護施設

1 施設当たり年額 0円 → 1,684,536円

[心理療法担当職員(非常勤職員週5日)に係る経費等を算定]

(2) 非常勤職員雇上費

(ア) 嘱託医 14,050円 → 同 額

(イ) 年休代替要員費 6,120円 → 同 額

(ウ) 非常勤調理員等 5,320円 → 同 額

(エ) 職員健康管理費 4,036円 → 4,251円

(3) 苦情解決対策経費の計上(各施設一般分保護単価に算入)

1 施設当たり年額 25,920円 → 同 額

[第三者委員会の開催に係る経費(旅費、会議費)を算定]

(4) 夜間警備体制の強化

1 施設当たり年額 1,941,800円 → 同 額

[夜間における警備体制を強化するための警備員雇上費を算定]

(5) 降灰除去費

1 施設当たり年額 141,640円 → 141,120円

2 事業費関係の改善

(1) 一般生活費

入所者1人月額 55,200円 → 同 額

(2) 冬期加算額

区 分	I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区
婦人施設	9,000円	7,200円	5,400円	4,200円	2,800円	2,200円

※上記のほか、一時保護委託制度の創設がある。

## 配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)への対策の充実

平成13年度予算 平成14年度予算案  
《161百万円 → 1,174百万》

### 1 趣旨

配偶者からの暴力被害者については、従来も婦人相談所等において対応してきたが、近年相談件数も急増しその問題も深刻化してきている。平成13年4月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、平成14年度予算案においては、同法の円滑な施行に向け、配偶者からの暴力被害者への対応施策の充実を図ることとしている。

### 2 平成14年度予算案の内容

#### (1) 婦人相談所における対応の強化

①一時保護委託制度の創設(新規) 275百万円

一定の基準を満たす民間シェルター、公的シェルターへの一時保護委託制度を創設し、被害者の保護の充実を図る。

②休日及び夜間相談体制の強化(新規) 38百万円

電話相談員(非常勤)を配置し、休日・夜間の相談体制の強化を図る。

③福祉事務所等関係機関とのネットワークの整備(新規) 19百万円

連絡会議やケース会議等を開催し連携の強化を図る。

(2) 一時保護所(婦人相談所)及び婦人保護施設への心理療法担当職員の配置(新規) 66百万円

被害者の心のケア対策として、心理療法担当職員を配置する。

(3) 婦人相談所職員等への専門研修会の実施(新規) 2百万円

婦人相談所、婦人保護施設、福祉事務所等において被害者からの相談等に従事する職員に対し、配偶者からの暴力に関する専門研修を行う。

#### (参考)

(1) 婦人相談所等関係機関マニュアルの作成(本省費) 6百万円

(2) 婦人保護施設等の基準面積の改善(事項要求)

①婦人保護施設の基準面積の改善

1人当たりの面積  $26.3\text{m}^2 \rightarrow 35.4\text{m}^2$

※13年度第2次補正予算により先行実施

②婦人相談所の基準面積の改善

1施設当たりの面積  $330.6\text{m}^2 \rightarrow 1人当たりの面積 30.9\text{m}^2$   
(定員20人の場合  $619.2\text{m}^2$ )

※13年度第2次補正予算により先行実施

## 一時保護委託費日額単価 (案)

1. 区分  
一時保護所保護費負担金
2. 種目  
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（厚生労働省告示第254号）を満たす者
3. 一日あたり単価

期間 形態		日額単価及び考え方	
		14日以内	14日超
①暴力被害者 1名		一人あたり単価 <b>6,600円</b> 〔※別紙積算内訳 (ア)～(ク)〕	一人あたり単価 <b>5,220円</b> 〔※別紙積算内訳 (ア)～(カ)〕
	②同伴児	一人あたり加算 <b>1,570円</b> 〔※児童養護施設 一時保護委託並び〕	一人あたり加算 <b>1,570円</b> (※左に同じ)
	③同伴者	一人あたり加算 <b>1,960円</b> 〔※別紙積算内訳 (カ)、(キ)〕	一人あたり加算 <b>1,810円</b> 〔※別紙積算内訳 (カ)〕
同伴者 単独	④児童 1名	<b>4,750円</b> 〔※別紙積算内訳 (ア)～(エ)+②〕	<b>4,750円</b> (※左に同じ)
	⑤大人 1名	<b>5,140円</b> 〔※別紙積算内訳 (ア)～(エ)+③〕	<b>4,990円</b> 〔※別紙積算内訳 (ア)～(エ)+(カ)〕

※暴力被害者1名についての単価をベースにその同伴児、同伴者については加算額を設定し、分離して一時保護委託する場合については、児童1名及び大人1名についての単価を別に設けています。(この分離して一時保護委託を行うということは、言うまでもなく暴力被害者本人の一時保護が前提です。)

「一時保護は、最も適当な援助の施策を決定し、婦人保護施設等への入所や関係諸機関への移送等の措置が採られるまでの間行う」との考えは従来どおりですので、一時保護期間が適正なものとなるよう、福祉事務所等関係機関との緊急な連携協力が重要であります。



(別 紙)

## 平成14年度予算案における一時保護委託費積算内訳

[所要額] 275,149千円

〈民間シェルター及び公的シェルター〉

@6,604円×月4人×14日×12月×124カ所×1/2  
= 275,149千円

### 単価に含まれている経費

#### [事務費]

- (ア) 庁費
- (イ) 賃金
- (ウ) 管理費
- (エ) 通信費 (電話代)
- (オ) 旅費

#### [事業費]

- (カ) 一般生活費
- (キ) 被服加算
- (ク) 旅費

(資料 26)

## 全国の婦人相談所職員の配置状況

H12. 4. 1

都道府県	所長	相談指導員		判定員	医師	事務職員	その他職員	合計
		婦人相談員	その他					
1 北海道	1	2	6	1	2	1	0	13
2 青森	1	2	2	1	1	2	6	15
3 岩手	1	2	1	1	0	0	0	5
4 宮城	1	1	1	1	1	1	3	9
5 秋田	1	1	2	1	1	2	3	11
6 山形	1	1	9	10	3	2	4	30
7 福島	1	1	6	1	2	2	4	17
8 茨城	1	3	4	1	0	6	0	15
9 栃木	1	2	1	0	0	2	0	6
10 群馬	1	3	1	1	2	1	5	14
11 埼玉	1	3	4	1	0	2	0	12
12 千葉	1	0	2	1	0	0	0	4
13 東京都	1	22	18	5	5	14	4	69
14 神奈川県	1	5	4	1	3	5	12	31
15 新潟	1	3	16	5	2	5	5	37
16 富山	1	2	0	0	0	1	1	5
17 石川	1	1	4	0	0	1	0	7
18 福井	1	1	3	1	1	6	3	16
19 山梨	1	2	0	1	1	1	2	8
20 長野	1	1	3	1	3	1	5	15
21 岐阜	1	2	1	1	1	1	1	8
22 静岡県	1	5	3	1	0	1	0	11
23 愛知県	1	24	2	1	1	2	5	36
24 三重	1	3	1	1	2	1	9	18
25 滋賀	1	4	6	1	1	1	0	14
26 京都	1	4	9	1	2	2	6	25
27 大阪	1	14	5	1	0	1	0	22
28 兵庫県	1	3	0	1	1	2	7	15
29 奈良	1	2	0	1	0	4	0	8
30 和歌山	1	3	0	1	1	1	7	14
31 鳥取	1	1	0	5	1	3	18	29
32 島根	1	1	1	1	1	2	0	7
33 岡山	1	3	2	3	1	5	6	21
34 広島	1	4	2	4	1	0	3	15
35 山形	1	3	0	1	1	3	0	9
36 徳島	1	2	1	1	2	1	5	13
37 香川	1	2	0	1	0	2	0	6
38 愛媛	1	1	2	1	1	1	3	11
39 高知	1	3	1	0	1	2	2	10
40 福岡	1	0	2	1	1	1	1	7
41 佐賀	1	2	1	1	2	1	1	9
42 長崎	1	1	0	0	1	2	1	6
43 熊本	1	2	1	1	1	1	4	11
44 大分	1	2	1	1	1	1	7	14
45 宮崎	1	2	0	1	0	6	0	10
46 鹿児島	1	2	0	1	0	2	0	6
47 沖縄	1	5	3	1	1	2	12	25
合計	47	158	132	68	52	107	155	719

(家庭福祉課調べ)

### 児童福祉施設の基準面積等の考え方

施設種別	基準面積	居室面積	居室面積の考え方
児童養護施設	25.9 m <sup>2</sup>	(3.3 m <sup>2</sup> ) 9.0 m <sup>2</sup>	1 人部屋 1/2、2 人部屋 1/4、 4 人部屋 1/4
情緒障害児短期治療施設	30.7 m <sup>2</sup>	(3.3 m <sup>2</sup> ) 8.9 m <sup>2</sup>	1 人部屋 1/2、2 人部屋 1/4、 4 人部屋 1/4
児童自立支援施設	36.8 m <sup>2</sup>	(3.3 m <sup>2</sup> ) 6.3 m <sup>2</sup>	
乳児院	17.4 m <sup>2</sup>	(1.65 m <sup>2</sup> ) 3.3 m <sup>2</sup>	
母子生活支援施設	1 世帯 60.4 m <sup>2</sup>	(3.3 m <sup>2</sup> ) 1 世帯 36.3 m <sup>2</sup>	浴室、トイレを居室内に整備
婦人保護施設	35.4 m <sup>2</sup>	(3.3 m <sup>2</sup> ) 1 人部屋 11.54 m <sup>2</sup>	1 人部屋 3/4、世帯部屋（母子 生活支援施設並び）3/4
婦人相談所	30.9 m <sup>2</sup>	世帯部屋 36.3 m <sup>2</sup>	1 人部屋 3/4、世帯部屋（母子 生活支援施設並び）3/4

※居室面積の上段（ ）内は、「児童福祉施設最低基準」「婦人相談所設置要綱」「婦人保護施設設置要綱」に規定する 1 人当たり面積。

## 平成14年度国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所研修日程(案)

目的	研修の種類	対象者	期	間	研	修	内	容	会場	人員
児童福祉分野 及び関係機関職 員の資質の向上 を図ることと、社 会福祉の発展に 寄与することと を目的とする。	1. 全国児童自立 支援施設新任施 設長研修	平成13年4月1日以降 の施設長となった者	3日間 6月12日(水)～6月14日(金)		①テ ②内	「施設 の運 営管 理」 ・グ ル ー プ 討 議 ・講 義	武蔵野 学院	30名		
	2. 全国児童自立 支援施設課長研 修	課長又は課長職相当の 者	3か月間 6月13日(木)～9月12日(木) O J T : 6月13日～7月9日 OFF-JT : 7月10日～7月12日 O J T : 7月13日～9月12日		①テ ②内	「児童 の権 利擁 護と 自立 支援 計画」 ・レ ポ ー ト 作 成 ・講 義 ・演 習	武蔵野 学院	30名		
	3. 全国児童自立 支援施設中堅研 修	児童自立支援専門員・ 児童生活支援員職経験 が5年以上である者	4か月間 7月8日(月)～11月6日(水) O J T : 7月7日～9月1日 OFF-JT : 9月2日～9月6日 O J T : 9月7日～11月6日		①テ ②内	「児童 の権 利擁 護と 自立 支援 計画」 ・レ ポ ー ト 作 成 ・講 義 ・演 習	武蔵野 学院	30名		
	4. 全国児童自立 支援施設児童自 立支援専門員研 修	児童自立支援専門員職 経験が5年未満である 者	4か月間 8月26日(月)～12月25日(水) O J T : 8月26日～10月20日 OFF-JT : 10月21日～10月25日 O J T : 10月26日～12月25日		①テ ②内	「児童 の権 利擁 護と 自立 支援 計画」 ・レ ポ ー ト 作 成 ・講 義 ・演 習	武蔵野 学院	30名		
	5. 全国児童自立 支援施設児童生 活支援員研修	児童生活支援員職経験 が5年未満である者	4か月間 9月24日(火)～1月22日(水) O J T : 9月24日～11月18日 OFF-JT : 11月19日～11月22日 O J T : 11月23日～1月22日		①テ ②内	「児童 の権 利擁 護と 自立 支援 計画」 ・レ ポ ー ト 作 成 ・講 義 ・演 習	武蔵野 学院	30名		
	6. 全国児童自立 支援施設新任児 童自立支援専門 員研修	児童自立支援専門員職 経験が2年未満の者	3か月間 6月3日(月)～8月30日(金) OFF-JT : 6月3日～6月28日 O J T : 6月29日～8月30日		①テ ②内	「寮 舎運 営と 直接 処遇 現場 の実際」 ・レ ポ ー ト 作 成 ・講 義 ・実 習	武蔵野 学院 きぬ川 学院	8名		
	7. 全国児童自立 支援施設学科技 術関係職員研修	児童自立支援施設で学 科指導に関わっている 教職員等	4か月間 6月10日(月)～10月9日(水) O J T : 6月10日～8月6日 OFF-JT : 8月7日～8月9日 O J T : 8月10日～10月9日		①テ ②内	「自 立支 援の 理念」 ・レ ポ ー ト 作 成 ・講 義 ・演 習	武蔵野 学院	30名		
	8. 児童相談所一 時保護所職員研 修	一時保護所の児童指導 員及び保育士	第1グループ 1月22日(水)～1月24日(金) 第2グループ 2月12日(水)～2月14日(金)		①テ ②内	「児童 の権 利擁 護」 ・レ ポ ー ト 作 成 ・講 義 ・演 習	武蔵野 学院	30名 × 2 回		
	9. 思春期問題対 応関係機関職員 研修(仮称)	思春期問題対応関係機 関職員	3日間 3月5日(水)～3月7日(金)		①テ ②内	「思 春期 問題 とそ の対 応」 ・グ ル ー プ 討 議 ・講 義 ・演 習	武蔵野 学院	30名		